

デジタルで

静岡市の中小企業が

変わるために。

中小企業等デジタル活用事業補助金



上限

50

(補助率2/3) 万円

市場の変化に柔軟に対応していくためにITを導入し、経営の効率化及び生産性の向上を目指す中小企業等を支援する補助金です。

令和5年6月30日(金)～8月18日(金)

こんな課題が解決できます

インボイス対応の環境を整えたい



会社の会計ソフトがインボイス対応できていない

会計システムと請求書システム、税理士による伴走支援

在庫管理システムで業務効率化したい



在庫管理に時間がかかっている

在庫管理システムと周辺機器導入し、業務効率化！

ECサイトを導入して売上を上げたい



物価高騰の影響下でも利益を上げたい

ECサイト構築とWEBマーケティング専門家による支援

新サービスを生み出したい



既存事業での売上が伸び悩んでいる

独自のシステムを構築し、新サービスを提供

問い合わせ

静岡市 産業振興課 中小企業支援係

TEL: 054-354-2232

HP: https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004012_00011.html

申請方法等の詳細については、下記サイトまたは右記QRコードより確認ください。





申請の流れ



①経営課題を洗い出し、ITツール等の見積徴取を行う

②交付申請書及び事業計画書の作成

③※1「IT分野の知見を有する者」に意見書作成依頼

④電子又は郵送で申請書を提出(6/30~8/18)

⑤交付申請後静岡市による審査・結果通知(9月末頃HP上にて公表)

⑥交付決定通知受理後、補助事業実施(設備導入)(10月-12月)

⑦事業実績報告(R6年2月2日メ切)

⑧補助金額の確定補助金交付(実績報告後随時)

※1「IT分野の知見を有する者」

① 国のIT導入補助金のIT導入支援事業者として登録実績がある者

② 静岡商工会議所が実施する「ITなんでも相談窓口」の相談員

③ 静岡市清水商工会の経営指導員(蒲原、由比、興津、庵原、小島両河内地区に事業所がある方対象)(予約・問い合わせ:054-369-0431)

※ 申請にかかる注意事項

① 交付決定前に発注・契約・支払等を行った場合は、補助金の交付を受けることができません。

② R2中小企業等IT活用事業臨時補助金採択者、R3-4年中小企業等デジタル活用事業臨時補助金採択者は、応募することができません。

③ 採択者は、HP上に事業者名と事業名が公表されます。

補助金について

補助率
補助額等について

対象 静岡市内に事業所を有する中小企業 等

補助率 2/3

補助額 50万円

対象となる
内 容

- クラウド型の在庫管理ツールの導入
- 店舗販売店がEC販売システムを導入
- キャッシュレス決済端末の導入 など

募集期間

令和5年6月30日(金)~8月18日(金)

申請方法

必要事項を記載の上、電子申請にて提出願います。
電子申請が難しい方は資料を印刷の上、産業振興課宛てに郵送してください。
(期日に必着厳守)
(〒424-8701 清水区旭町6番8号 産業振興課 中小企業支援係)
HP: https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004012_00011.html

静岡市 中小企業等デジタル活用事業補助金

説明動画は
こちらから



<https://youtu.be/y4MQI037vQc>

「ITなんでも相談窓口」とは



ITなんでも相談窓口では、中小企業に必要なIT全般について、相談を受け付けています。
お気軽にご相談ください。

静岡商工会議所

静岡事業所

054-253-5113

中小企業相談所

清水事務所

054-353-3402